

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

自然災害時における労働基準関係行政の運営について
(令和 8 年熊本地震)

標記については、別添の令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号（一部改正：令和 5 年 9 月 22 日付け基発 0922 第 5 号）「自然災害時における労働基準関係行政の運営について」（以下「災害時通達」という。）により、都道府県労働局長あて指示されているところです。

今般、下記の地域に、令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用がなされたことにより、同被災地域における労働基準関係の業務運営については、災害時通達が適用されることとなります。

同被災地域を所轄する労働局におかれては、災害時通達に基づき、被災労働者等の状況に十分配慮し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、その他の労働局におかれても、被災労働者等からの相談等に丁寧に応じられるよう、災害時通達に基づく対応について職員への周知をお願いします。

なお、今後、同災害にかかる災害救助法適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても災害時通達が連動して適用されることとなりますので、ご注意ください。

記

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域（7 月 28 日時点）

【熊本県】

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町